

令和 2 年第 2 回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 花 田 明 仁

副委員長 工 藤 健

1 開催日 令和2年6月15日（月曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第107号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第110号 青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第111号 青森市農村環境整備共同利用センター条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長 花田 明 仁

委員 村川 みどり

副委員長 工藤 健

委員 木下 靖

委員 舘山 善也

委員 藤田 誠

委員 山本 武朝

委員 丸野 達夫

委員 中村 美津緒

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市民部長 坪 真紀子

経済部次長 荒内 隆浩

経済部長 木村 文人

経済部次長 横内 信満

経済部理事 百田 満

経済部参事 高野 光広

農林水産部長 加藤 文男

農林水産部次長 小笠原 訓史

市民部次長 柿崎 哲男

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 岩間 憲仁

議事調査課主事 北山 賢臣

議事調査課主事 高木 渉

○花田明仁委員長 ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本日の理事者の出席については、5月13日開催の議会運営委員会で決定した令和2年第2回定例会の運営スキームに基づき、いわゆる3つの密を最小限とするため、今期定例会で本委員会に付託された議案に対する説明を求める理事者のみの出席とし、当該理事者については、審査案件ごとに入れ替えることといたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第107号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 議案第107号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。資料を御覧ください。

令和元年5月31日、デジタル手続法が公布され、平成27年10月からマイナンバーをお知らせするため、地方公共団体情報システム機構から送付されていた通知カードについて、通知カードを廃止すること、また、通知カードの記載事項の変更等の手続を廃止することがデジタル手続法の公布の日から1年以内の政令で定める日から施行されることとなりました。

これを受け、総務省では、令和2年5月11日に省令を公布するなどして、同月25日から施行しており、5月25日以降は、出生等に伴うマイナンバーの通知は、通知カードではなく、個人番号通知書により通知されております。

これらを踏まえ、青森市手数料条例において、廃止された通知カードの再交付手数料の規定を削るなどの改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

別表の3において、通知カード再交付手数料について規定する「11の2」を削除、また、次ページの同表「11の3」において、省令の名称を改め、「11の2」とする項ずれの整理を行うものであります。

なお、施行期日は、公布の日からとしております。

以上、議案第107号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

説明は以上です。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 通知カードはもう使えなくなるということでしょうか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 通知カードにつきましては、住民票と記載の内容が変更なければ、マイナンバーの番号をお知らせするものとして、引き続き使うことができます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 例えば、通知カードをなくしてしまった人は、マイナンバーカードをこれからは作らなければならないということを強制するのでしょうか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 決してそのようなことはなく、番号だけ知りたいということであれば、マイナンバーの番号が入っている住民票の写しの交付を受けると——200円でそちらのほうは受けることができますので、それを代わりにお使いいただくことになろうかと思えます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今後は、通知カードがない人に対してはマイナンバーを決して強制するものではないのだけれども、なくしたということは、マイナンバーへの移行を進めるということになるんだと思うのですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 まず、今回のデジタル手続法の改正について、法務省では通知カードの転居時等における記載事項の変更の手続が市民の皆様及び市区町村の職員の双方に負担となっているから見直しをしたことや、社会のデジタル化を進める観点から紙製のカードから公的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点から行われたものということで国のほうでは説明しております。

ただ、私ども現場の窓口では、マイナンバーをお知らせした通知カードをなくした人だけれども、番号が分からなくて困っているという御相談で窓口に来たのであれば、マイナンバーカードを取得して番号のほうはそちらからというのももちろん一つのやり方はありますと。もう一つは、住民票の写しの交付を受けることでマイナンバーの番号が分かるので、どちらでもお客様に選択していただくことができますよという形で御説明することとしておりますし、現在も窓口ではそのような説明をしております。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちなみに、青森市のマイナンバーカードへの移行率はどれくらいになっていますか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 5月末現在で16.7%と、全国標準であります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私たちはマイナンバーカード制度そのものにそもそも反対し

ているので、今回の手数料条例の改正で少なからず市民に対してマイナンバーの移行がなされるということに関しては反対していきたいと思います。以上です。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。木下委員。

○木下靖委員 先ほど、マイナンバーが必要なとき、例えば毎年確定申告の際に必要なんですけれども、そのとき私なんかは、住民票を取って添付しているんですけれども、通常住民票というのは、有効期限が6か月とかになっておりますけれども、少なくともマイナンバーの確認のためという場合にはそれを過ぎても構わないですか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 どういった書類が有効かということにつきましては、受け取っていただく官庁のほうで、例えば6か月以内のものであるとか、番号が分かればいいですよとか、民間のところでもいろいろありますので、受け取る先によってそのところはお考えいただくというのが現状ではないかなと思います。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 その都度、受け取る機関によって確認が必要だということですよ。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 マイナンバーの番号のほうの証明になるものということであれば、住民票と記載の内容がその後変更ないのであれば、先ほど村川委員にもお答えしたとおり、平成27年に送られてきた通知カードの写しで足りるし、マイナンバーカードをもらわれている方であればマイナンバーカードの写しでもいいですし、通知カードのほうを紛失してしまったということであれば住民票の写しということになるかと思います。

○花田明仁委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

本案については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第107号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、理事者の入替えを行います。

市民部長ほか、市民部職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

〔市民部長ほか市民部職員退室、経済部長ほか経済部職員入室〕

次に、議案第110号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 議案第 110 号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

まず、「1 経緯」についてであります。

国におきましては、地域再生法に基づき、首都圏への一極集中を是正するため、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進しております。

本市では、平成 28 年に青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を定め、県知事の認定を受けて本社機能を有する施設の新設等を行う事業者に対して、3 か年度、固定資産税を不均一課税とする措置を講じているところであります。

次に、「2 改正の概要」についてであります。

今般、国において省令が改正され、本社機能の新設等に伴う地方公共団体の不均一課税に対して、国が行う地方交付税による減収補填措置が 2 年間延長されたため、本市の固定資産税の不均一課税の措置につきましても、令和 4 年 3 月 31 日まで 2 年間延長しようとするものであります。

条例の改正内容につきましては、資料 2 新旧対照表を御覧ください。

先に述べました不均一課税の措置の 2 年間の延長に伴う改正につきましては、1 ページの下から 3 行目の部分になります。

このほか、1 ページに記載の内容は、関係法令の改正に伴い、県の定める計画の名称や事業名が変更されたことに伴う所要の改正を行おうとするものであります。

次に、2 ページを御覧ください。

中段の下線部についてであります。省令の改正に伴う条項ずれに対応する所要の改正を行おうとするものであります。

最後に、施行期日についてであります。

改正条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用となります。

以上、議案第 110 号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 前回の常任委員協議会のときに、市内にはこういう事業者がないという答弁だったんですけれども、今後 2 年間において新設する見通しというのはあるのですか。

○花田明仁委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 特に今のところ予定はありません。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この条例を改正する意味というのは何なんでしょうか。

○花田明仁委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 基本的に市内の雇用の創出であったり、経済の活性化というものを目的にこういった措置を講じているものであります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 2か年の間に、1者も来なければこの条例はどういう意味をなすのでしょうか。

○花田明仁委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 特に適用になりませんので、そのままというか、条例としてただ生きているというだけであります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 2年後なければこの条例はなくなるんですか。自動的になくなるという認識でいいですか。それともそのまま残るのですか。

○花田明仁委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 今回の条例改正につきましては、国の改正を受けての条例改正になりますので、今後、国の改正が行われないうことであればなくなるということになります。

○花田明仁委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、理事者の入替えを行います。

経済部長ほか、経済部職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

〔経済部長ほか経済部職員退室、農林水産部長ほか農林水産部職員入室〕

次に、議案第111号「青森市農村環境整備共同利用センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 議案第111号「青森市農村環境整備共同利用センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

まず、農村環境整備共同利用センターにつきましては、農業経営及び農家生活の

改善合理化、農業者の健康増進、地域連帯感の醸成を図り、農村の環境整備を組織的に推進することを目的とし、南北後潟館、北部地区農村環境改善センター、野木ふるさと館、牛館ふれあいセンター、花岡農村環境改善センターの5施設が指定管理者制度により、管理運営されているところであります。

施設の管理につきましては、これまで市からの指定管理料で管理運営を行ってまいりましたが、平成30年度の青森市包括外部監査におきまして、同じような農村コミュニティ施設であります農村センターと、これら共同利用センターの収入に係る取扱い、すなわち、農村センターでは、施設の利用料金を指定管理者の歳入としており、共同利用センターでは、施設の使用料を市が使用者から直接徴収し、市の歳入としていることについて、同じような施設であるのに違うということ、同じものにするのを検討する時期に来ているとの意見が示されたところであります。

このことを踏まえまして、令和3年度から新たな指定期間——令和3年4月1日から令和8年3月31日、これが次の指定期間になりますが、これを迎える南北後潟館、野木ふるさと館、牛館ふれあいセンターの3施設について、改めて施設の性格や実態等を考慮し、総合的に検討いたしました結果、市の施設の利用に係る料金の収納手続において、市との連絡調整が不要になるなど会計事務の効率化が期待できるほか、料金を指定管理者の歳入として施設の管理運営費に充てるなど、施設運営に有効活用ができますことから、農村センターと同様のいわゆる一部利用料金制を導入することとし、それに係る条例改正を行うものであります。

具体的な条例の改正の内容は、新旧対照表で御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

まず、第12条につきましては、これまで共同利用センターの使用料は市の歳入としていたところでありますが、南北後潟館、野木ふるさと館、牛館ふれあいセンターの3施設については指定管理者の歳入とするよう利用料金の規定を新たに設けるものであります。

第1項につきましては、利用にかかる料金の納入先を指定管理者とすること、第2項につきましては、施設の目的を積極的に推進するために行う研修活動等により利用しようとする場合は、利用料金の納入を要さないこと、第3項につきましては、指定管理者に納入された利用料金を指定管理者の収入として収受させること、第4項につきましては、市長が特別の理由があると認める場合を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないこと、第5項につきましては、利用料金を社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができるよう、設定範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることをそれぞれ規定するものであります。

このほか、利用料金に関する条項の追加に伴い、改正前は第12条から第14条に規定しておりました「損害賠償」「原状回復」「委任」に関する条項を第13条から第15条に繰り下げするよう改めるものであります。

なお、利用料金に関する条項の追加に伴い、使用料の額を定めた別表について、改正前は第6条関係としていたものに、資料記載のとおり第12条を加えるものがあります。

最後に、施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議のうえ、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 まず、この3つの共同利用センターの去年の使用料はどのくらい入ってきたのかお知らせください。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 3施設の昨年度の収入についての質疑にお答えいたします。

南北後潟館につきましては、トータルで申し上げますが1万2705円、野木ふるさと館、それから牛館ふれあいセンターについては、ゼロ円であります。すなわち、野木ふるさと館、牛館ふれあいセンターはこの条例の規定に則して使われているので、使用料は発生しておりません。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうすれば、使用料が発生している南北後潟館においては、どういうふうな利用があったのでしょうか。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 選挙管理事務のみであります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうすれば、今回、この利用料金制度にするメリットというか、この3つの会館をやる意義というのは何なんですか。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 メリットというお話でありましたが、先ほど御説明しましたように、改正するきっかけとなりました包括外部監査のほうから指摘されました農村センターと同じような施設でありながら収入の管理の仕方が違うということで、それを同じようにするような時期に来てるのではないかということをつきつけてしております。

そして、確かに今、村川委員からお話がありましたように、収入とすれば目的外の使用といたしますか、そういうものは今のところはありませんが、先ほども申し上げましたが、利用料金制にすることで、実際の料金が発生した場合ですが、会計事務が効率化されるということと、入った料金を自分たちの裁量で指定管理料以外の

使用に使うことができる。そういう環境を整えるというようなことが我々の目的であります。

そして、それに対して、今やっただいております指定管理者のほうからは、特段それについて反論はなく、これまでと同様の扱いで管理運営できるということです。この改正については異論ないという意見を聴いております。

以上です。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 改正の内容についてなんですけれども、利用料金の額を条例の定める金額の範囲内ということなんですけれども、これを見ると0.7から1.3を乗じた額までの範囲内で利用料を決めることができるということは、市民負担が増える可能性もあるということですよね。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 おっしゃるとおり、今の定額に0.7から1.3を乗じた額の幅を指定管理者の裁量とさせていただいております。

今のところ、その料金を変えるというお話は聞いておりませんが、今後公募する際に、その指定管理者のほうで検討されるものと考えておりますが、今言ったように1.0を超えると負担は増えるというふうなことはあり得ると思います。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私たちは市民負担が増えるのであれば、この議案には賛成できないところです。

もう1つ、先ほど言った包括外部監査で指摘されたのでということであれば、他の2つ、北部地区農村環境改善センターと花岡農村環境改善センターも、今回の説明の理屈でいえば将来的には利用料金制にしなければならなくなってくると思うんですが、そういう認識でよろしいですか。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 北部地区農村環境改善センターと花岡農村環境改善センターの話であります。北部地区農村環境改善センターは教育委員会が現在所管しております。実態としては、市民センターと同等の管理ということで教育委員会が管理しております。これについては、教育委員会のほうで今後検討するというふうなことを聞いておりますので、その方向性についてはまだどうなるかはわかりませんが、花岡農村環境改善センターについては、農林水産部所管の施設でありまして、今、指定管理期間中ですので今は改正できませんが、村川委員がおっしゃったように、同じ条例の中での管理になりますので、次の指定管理の切替えのタイミングまでには検討しなければいけません。そういう意味では利用料金制のほうを検討していくことになろうかと思っております。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。藤田委員。

○**藤田誠委員** ちょっと確認したいのですが、これまでこういう施設というのは、地域の方が健康増進のためとか、町会のためとかというのは、使用料は無料で使用されています。

今のやり取りを聞いていると、指定管理者は自由に料金を変えられるというような聞こえ方がするのですが、これまでどおりの使い方をしていけば使用料が発生しないのか、そのところだけ教えていただければ。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**加藤文男農林水産部長** これまでどおりかというお話でありましたのでお答えいたしますと、先ほど村川委員のところでもお話ししましたが、利用料金が発生していないケースがほとんどであります。今後も同じような使い方をされるとすれば、この施設の目的に合致した使い方ということで、利用料金は発生しないということになります。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** そうすると、この改正に伴って、いろんな事業者が施設を利用して、商売などで使う場合について料金をいただくと。そういう意味では、会館が広く使われるようになるということまで理解してよろしいですか。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**加藤文男農林水産部長** これまでも、事業者や域外の方々が使うということを除外しているわけではありませんので、その使い勝手についてはこれまでと変わるものではありません。

したがって、今の藤田委員の質疑については、これまでと変わらないものと考えております。

○**花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 111 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第 111 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)